

## 東京大学学術経営本部規則

令和8年3月19日

役員会議決

東大規則第78号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第17条第2項の規定に基づき、東京大学学術経営本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、本学の教育研究の高度化と持続的発展に資するため、教育運営、研究体制の整備、教育研究に係る人事、教育研究に係る資源の配分及び活用並びにその他本学の教育研究の質の確保及び向上に係る全学的な事項に関し、全学的な戦略の策定及び実施その他の必要な企画立案及び運用を行う。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部に、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) GRI・研究部門

(2) 教育部門

3 前項の部門に、部門長を置く。

4 第2項に規定する部門のほか、本部長は、本部に特定の事項を処理させるために必要な組織を置くことができる。

(本部長)

第4条 本部長は、プロボストをもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、シニアバイスプロボストをもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代行する。

(部門長)

第6条 GRI・研究部門の部門長は、研究を担当するシニアバイスプロボストをもって充て、教育部門の部門長は、教育を担当するシニアバイスプロボストをもって充てる。

(本部員)

第7条 本部員は、バイスプロボスト及び本学教職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(学術経営本部会議)

第8条 本部に、第2条の業務に係る重要事項について審議するため、学術経営本部会議（以下

「本部会議」という。)を置く。

2 本部会議に関し必要な事項は、プロボストが別に定める。

(事務)

第9条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の管理及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沿革

東京大学学術経営本部規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第2章 プロポストオフィス、CFO オフィス及び委員会等

○第1節 プロポストオフィス及びCFO オフィス等

沿革情報

◆令和8年03月19日 役員会議決